

北海道学力・体力向上対策推進事業「学校図書館活用促進事業」 実施要項

(平成29年4月12日生涯学習課長決定)

第1 事業趣旨

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、「主体的・対話的な学び」の充実に向けては、読書活動のみならず、子供たちが学びを深めるために必要な資料の選択や情報の収集、教員の授業づくりや教材準備等を支える学校図書館の役割に期待が高まっていることが示されている。

しかしながら、本道においては、学校図書館を利用する児童生徒や、授業において計画的に学校図書館を活用している学校の割合が全国と比べて低い傾向にあることから、学校司書や学校図書館担当職員だけでなく、管理職をはじめすべての教員の理解を促す取組を進めながら、学校全体での計画的な学校図書館の活用を目指す。

第2 事業内容

1 事業の概要

平成29年度から3か年にわたり、全道14管内で、小学校または中学校1校を会場校に設定し、学校図書館の環境整備や学校図書館を活用した授業づくりについての研修会（「学校図書館活用促進研修会」）を開催する。

2 指定校の選定

(1) 教育局は、「学校図書館活用促進研修会」を開催する会場校（小学校または中学校1校）を指定校として選定する。

(2) 指定校の校種別内訳は次のとおりとし、詳細は別に定める。

小学校・・・9校 中学校・・・5校

3 事業の取組期間

(1) 2で選定した指定校は、原則として、3年間継続して取り組むこととする。

(2) 「学校図書館活用促進研修会」の開催については、3年間で1度の開催とする。なお、開催年度別内訳は次のとおりとし、詳細は別に定める。

平成29年度・・・5校 平成30年度・・・5校 平成31年度・・・4校

(3) 「学校図書館活用促進研修会」を開催しない年度においては、教育局または市町村教育委員会が主催する会議または研修会等で、本事業に係る当該年度の取組についての事例発表を行うものとする。

4 指定校の取組内容

指定校は、生涯学習課及び教育局の指導助言のもとで次の事項に取り組み、その実践を「学校図書館活用促進研修会」で管内の各学校に発表するものとする。

(1) 学校図書館全体計画等各種計画の整備

- ア 学校図書館全体計画の策定及び改善・充実
- イ 学校図書館年間活用計画の策定及び改善・充実
- ウ 図書館資料の選定基準及び廃棄基準の策定
- エ 図書の選定に係る選定委員会の設置・運用

(2) 学校図書館を活用した授業実践等

- ア 学校図書館の活用を位置付けた各教科・領域の年間指導計画の策定、改善・充実
- イ 全学級での学校図書館を活用した授業の定期的な実施
- ウ 児童生徒の主體的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- エ 学校図書館を活用した言語環境の整備・充実

(3) 市町村立図書館（公民館図書室等）と連携した読書活動

- ア 資料の貸出し
- イ 図書館司書等との連携

(4) 学校図書館の環境整備

- ア 日本十進分類法による図書館資料の分類・整理
- イ 「子どもの居場所」としての学校図書館の環境の整備

5 市町村教育委員会、教育局、生涯学習課の取組内容

- (1) 市町村教育委員会、教育局、生涯学習課は、指定校から上記4(1)ア・イ・ウ及び(2)アの提出を受け、指定校に指導助言を行う。
- (2) 市町村教育委員会、教育局は、(学校図書館活用促進研修会を開催する指定校にあっては、その開催前に)指定校を訪問し、学校図書館を活用した授業を観察し、指導助言を行う。
- (3) 市町村教育委員会、教育局、生涯学習課は、学校図書館活用促進研修会を開催しない指定校が、上記3(3)で行う事例発表で配布する予定の資料等の提出を受け、指定校に指導助言を行う。

6 「学校図書館活用促進研修会」の開催

- (1) 「学校図書館活用促進研修会」は、3(2)に示した割り振りにより、当該教育局において実施する。
- (2) 「学校図書館活用促進研修会」の準則は、別に定める。

7 成果の検証、普及・啓発

- (1) 会場校は、今年度の取組の成果について、客観的な数値等を用い検証に努める。
- (2) 生涯学習課は、会場校における取組及び「学校図書館等活用促進研修会」の成果を広く全道に普及・啓発するため、事例集を作成・発行する。

8 指定校決定までの手続き

- (1) 事業を実施しようとする学校は、『北海道学力・体力向上対策推進事業「学校図書館活用促進事業」実施計画書』（別紙様式1）（以下、「実施計画書」という。）を所管する市町村教育委員会を通じて、当該地域を所管する教育局長（以下「教育局長」という。）あて提出する。
- (2) 教育局長は、提出された実施計画書を受理し、指定された期日までに生涯学習課長あて提出する。
- (3) 生涯学習課長は、受理した実施計画書の内容を審査の上、指定校について決定し、教育局長へ通知する。教育局長は、指定校決定の通知を受け、市町村教育委員会を通じて当該学校へ指定校の決定を通知する。

9 実施報告

- (1) 指定校は、年度ごとに『北海道学力・体力向上対策推進事業「学校図書館活用促進事業」実施報告書』（別紙様式2）を所管する市町村教育委員会を通じて、教育局長あて提出する。
- (2) 教育局長は、提出された実施報告書を生涯学習課長あて提出する。